

**放送ネットワークの災害対策強化のための
設備整備促進の方向性等
(Ver.1.0)**

**平成26年5月
総務省**

1 背景

- 放送は、輻輳による情報伝達の途絶が無く、かつ即時性、説得性が高い特性から、災害時における国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を担っている。特に受信機が電池のみで長時間稼動するラジオ放送は、停電時においても情報入手が可能なメディアとして、東日本大震災においても、その高い有用性が改めて認識された。
- 一方で、特にAM(中波)ラジオ放送については、従来の地理的・地形的難聴や外国波混信に加えて、建築物の高層化・堅牢化や電子機器の普及等による都市型難聴の増加も顕在化しており、その解消が課題となっている。
- また、東日本大震災においては、停電、設備損壊による放送停波、AM(中波)ラジオ放送の送信所の津波被害が生じており、予備送信設備、予備電源設備の整備、送信所の津波対策等が課題となっている。
- 加えて、国や地方公共団体が発する警報等を迅速かつ確実に伝達するための緊急地震速報、緊急警報放送への対応等も災害時における被害軽減に向けた課題となっている。
- 総務省では、平成25年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、こうした課題への対応策について検討を重ねてきた。その結果、同年7月の中間取りまとめでは、①難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備、②予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備、③緊急地震速報や緊急警報放送の更なる充実等を推進すべきとの提言がなされたところである。
- また、政府全体の取組としても、「国土強靱化政策大綱」(平成25年12月17日国土強靱化推進本部決定)において、重点化すべきプログラムの対応方針として、ラジオ送信所などの強化・充実を図る旨盛り込まれている。
- こうした設備整備は、個々の放送設備の災害リスク等を踏まえ、各放送事業者の自主的な取組により推進されるべきものであるが、とりわけ民間放送事業者については、取組の内容や時期等に差異が生じることが懸念される。
- こうした観点から、総務省としては、被災情報、避難情報といった国民の生命・財産の安全確保に必要な情報が今後とも適切に提供されるよう、民間放送事業者による放送ネットワークの災害対策強化のための設備整備を促進することとし、特に民間ラジオ放送事業者については、以下のとおり取り組むこととする。

2 具体的な取組

総務省としては、民間ラジオ放送事業者における放送ネットワーク災害対策強化に係る設備整備を促進するため、以下とおり取組を進めることとする。

(1) 設備整備促進の方向性

① 難聴対策の促進

- 特にAM(中波)ラジオ放送については、従来の地理的・地形的難聴や外国波混信に加えて、建築物の高層化・堅牢化や電子機器の普及等による都市型難聴の増加も顕在化しており、その解消が課題となっている。
- 総務省では、AM(中波)ラジオ放送の難聴対策として、上述の検討会での提言を踏まえ、FM補完中継局の整備が可能となるよう、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)における周波数確保等、所要の制度整備を実施したところである。
- また、平成26年度予算として、ラジオ難聴解消のための中継局整備に対する補助制度が創設されたところである(民放ラジオ難聴解消支援事業)。
- 今後、AM(中波)ラジオ放送事業者においては、支援措置を活用しつつ、難聴解消に向け、FM補完中継局の整備を進めることが期待される。また、FMラジオ放送事業者においても、支援措置を活用しつつ、地理的・地形的難聴の解消に向け、中継局の整備を進めることが期待される。

② 送信所の災害対策の促進

- 特にAM(中波)ラジオ放送の送信所は、広い敷地を必要とすることから低地の海沿い、川沿いに立地しているケースが多く、津波、洪水等の災害発生により放送停波に至る事態が想定される。
- こうした課題への対応として、総務省では、上述の難聴対策に加えて、災害対策としてのFM補完中継局の整備も可能となるよう、所要の制度整備を実施したところである。また、放送法施行規則を改正し、災害放送の確実な実施に特に必要な設備の整備計画に係る確認・公表制度を創設したところである。
- 支援措置としては、上述の整備計画の確認を受けた設備に対する税制上の特例措置が講じられたところである(放送ネットワーク災害対策促進税制)。また、平成25年度補正予算において、放送設備の災害対策等に対する補助制度が創設されたところである(地域ICT強靱化事業「放送ネットワーク整備事業」)。
- 今後、自然災害の被害を受ける可能性が高い地域に立地し、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有するAM(中波)ラジオ放送事業者においては、支援措置を活用しつつ、FM補完中継局の整備、送信所の移転又は予備送信所の整備を進めることが期待される。また、同様な送信所を保有するFMラジオ放送事業者においても、支援措置を活用しつつ、送信所の移転又は予備送信所の整備を進めることが期待される。

③ その他の放送設備の災害対策の促進

- 上記②のケースに限らず、放送停波を未然に防ぐため、各放送設備において予備機器の整備や電源対策が進められることが求められる。これらの設備整備等については、平成22年の放送法改正により、放送設備の安全・信頼性に係る技術基準として必要最低限の全国一律の義務付けがなされたが、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害が懸念される中、個々の放送設備ごとに異なる災害リスクを踏まえ、より強固な災害対策が期待される場所である。
- こうした設備整備を促進するため、平成25年度補正予算において、放送設備の災害対策等に対する補助制度が創設されたところである(地域ICT強靱化事業「放送ネットワーク整備事業」)。
- ラジオ放送事業者においては、支援措置を活用しつつ、予備送信所の整備、予備送信機の整備、予備番組送出設備の整備、予備中継回線設備の整備、自家用発電機又は蓄電池の整備、燃料タンクの増設等を進めることが期待される。

④ 緊急地震速報設備等の整備の促進

- 気象庁が発した緊急地震速報を速やかに放送するための緊急地震速報設備、津波警報等に受信機を自動的に起動させる信号を放送するための緊急警報放送設備については、各社において導入が図られているものの、全社対応には至っていない。
- こうした設備整備を促進するため、平成25年度補正予算において、放送設備の災害対策等に対する補助制度が創設されたところである(地域ICT強靱化事業「放送ネットワーク整備事業」)。
- 国や自治体が発する警報等を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報等への対応のさらなる充実に向け、支援措置を活用しつつ、ラジオ放送事業者の自主的な取組が期待される。

(2) 目標

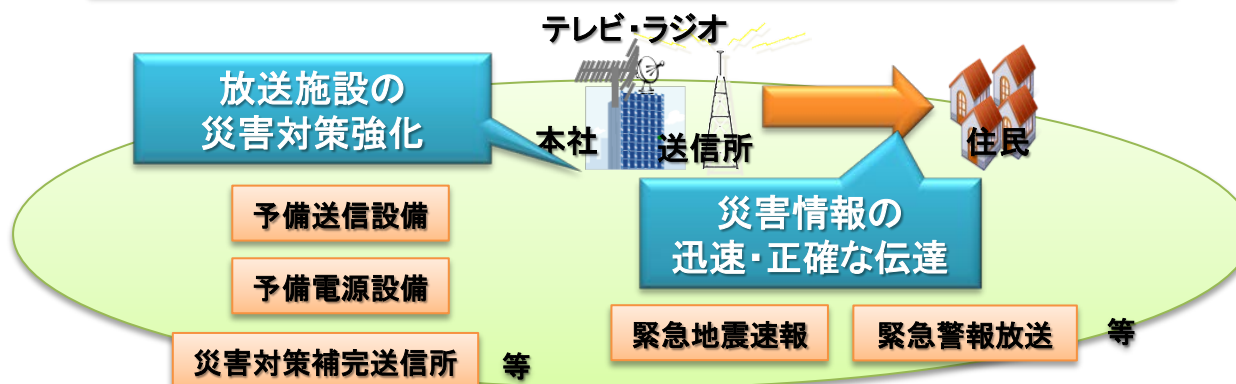
- 総務省においては、民間ラジオ放送事業者においてできる限り多くのこれらの設備整備が行われることを目標とし、各種促進方策に取り組むこととする。
- このうち、特に上記①「難聴対策の促進」、上記②「送信所の災害対策の促進」については、平成26年度から平成30年度までの5年間に、以下の設備整備が行われることを目標として取り組むこととする。

目的	目標	現状
① 難聴対策の促進	難聴が認められるAM(中波)ラジオ放送の親局に係るFM補完中継局の整備	0局/47局 ※全ての親局の数は47局。このうち、放送事業者の調査により難聴が認められる送信所に係る整備が目標となる。
② 送信所の災害対策の促進	自然災害の被害を受けやすい地域に立地し、当該自然災害により放送の継続に支障を来すことが認められるAM(中波)及びFMラジオ放送の親局に係るFM補完中継局の整備(AM(中波)のみ)、送信所の移転又は予備送信所の整備	9局/40局 ※自然災害の被害を受けやすい地域に立地する親局は40局。このうち9局は予備送信所を整備済み。残りの31局のうち、放送事業者の調査により当該自然災害により放送の継続に支障を来すことが認められる送信所に係る整備が目標となる。 ※自然災害の被害を受けやすい地域とは、津波、洪水、土砂災害に係るハザードマップ等に該当する地域を指す。

地域ICT強靱化事業「放送ネットワーク整備事業」(H25年度補正・一般財源)

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間テレビ・ラジオ放送事業者等に対し、整備費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を促進

- 補助対象 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間テレビ・ラジオ放送事業者等
- 補助率 : 地方公共団体の単独又は連携の場合: 1/2、民間テレビ・ラジオ放送事業者等の場合: 1/3
- 補助対象経費 : 予備送信設備等(予備送信設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、予備電源設備)
災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)
緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

【予算額: 地域ICT強靱化事業21.3億円の内数(約7億円)】

民放ラジオ難聴解消支援事業(H26年度当初・電波利用料財源)

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム (補助金)

(1) 事業主体

民間ラジオ放送事業者、自治体等

(2) 補助対象

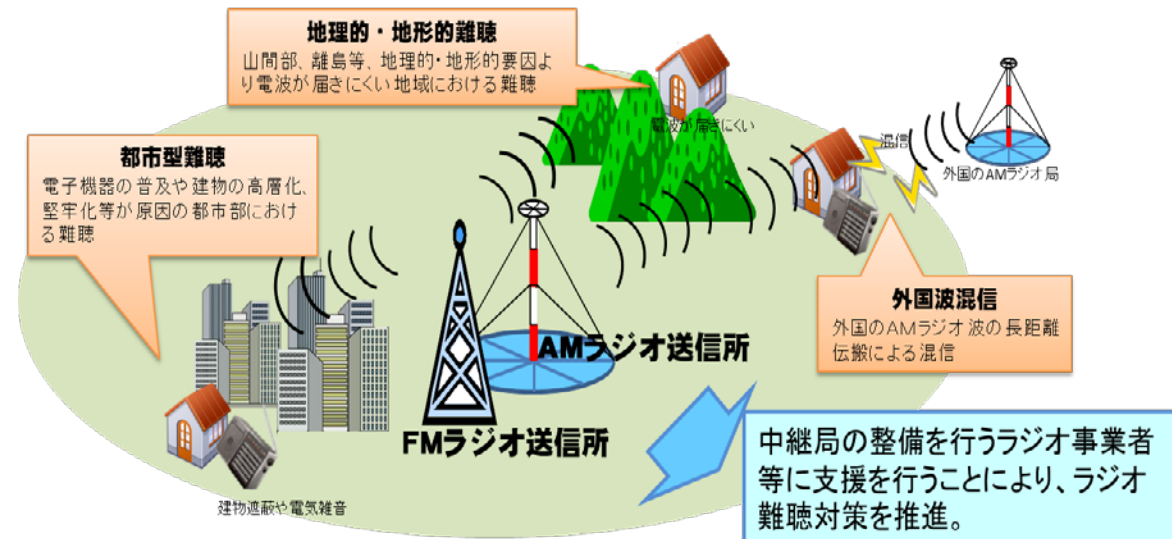
難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2

3 所要額 (新規)

平成26年度 11.8億円



放送ネットワーク災害対策促進税制

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ放送事業者の予備送信設備等の整備に対して、税制上の特例措置を創設。

1 対象者

ラジオ放送事業者

2 対象設備

災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)
(自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る)

3 特例措置

- (1) 国税(法人税) : 特別償却15%
- (2) 地方税(固定資産税) : 課税標準3/4(取得後3年間)
- (法人住民税・事業税) : 国税に準じた措置

4 適用期間

2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)

【対象設備イメージ】

